

(証券コード9679)

2020年12月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
 ホウライ株式会社
 代表取締役社長 寺 本 敏 之

第137期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染予防に必要な措置を講じたうえで、例年より縮小した規模で株主総会を開催いたします。ご体調のすぐれない場合などには、ご無理をなさらずにご来場は見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館7階 701号会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 目的事項

報告事項 第137期（2019年10月1日から）事業報告及び計算書類報告の件
 2020年9月30日まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに社外取締役及び社外監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

-
1. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.horai-kk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

第137期（2019年10月1日から 2020年9月30日まで）事業報告

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善等を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、経済活動が抑制され、金融資本市場が大幅に変動するなど、景気は厳しい状況になりました。2020年4月に発令された緊急事態宣言の解除後は、感染防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気は持ち直しの動きがみられますが、先行き不透明な状況にあります。

このような状況下、当社は各事業がそれぞれの特性に応じた施策の推進に努めましたが、営業収益は、全事業で前期比減収となりました。営業総利益は、不動産事業では前期を上回りましたが、その他の事業では前期を下回り前期比減益となりました。一般管理費は前期を下回りましたが、営業利益は前期比減益となりました。

当事業年度の経営成績は、営業収益が4,718百万円（前期比680百万円減）、営業総利益は509百万円（前期比318百万円減）、一般管理費は653百万円（前期比13百万円減）となり、営業損失は143百万円（前期比304百万円悪化）となりました。営業外収益にゴルフ会員権消却益236百万円（前期比78百万円増）を計上したことを主因に、経常利益は181百万円（前期比180百万円減）、当期純利益は170百万円（前期比132百万円減）となりました。

次に各事業別の概況につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

(1) 保険事業

お客様とのリレーションを強化し、リスク分析に基づくそれぞれのニーズに応じた保険商品の提案を行うコンサルティング営業を推進しました。営業収益は、損害保険分野では既存契約の更改が順調に推移したことを主因に増加したものの、生命保険分野では商品見直しの影響を受け減少し、全体で1,097百万円（前期比50百万円減）となりました。営業原価は、営業体制強化のための人件費増加を主因に前期を上回り、営業総利益は357百万円（前期比77百万円減）となりました。

(2) 不動産事業

賃貸オフィスビルの入居率はほぼ満室状態で安定的に推移し、新規賃貸レジデンス取得による寄与もありましたが、建物一括賃貸借契約を解約した新宿ハウライビルと前期に譲渡した銀座ハウライビルの賃料収入の減少を主因に、営業収益は1,377百万円（前期比124百万円減）となりました。営業原価は新宿ハウライビルの賃借料の減少や、銀座ハウライビル関連の経費の減少により前期を下回り、営業総利益は571百万円（前期比3百万円増）となりました。

(3) 千本松牧場

秋の行楽シーズンに向けた企画、冬のスキー教室後の立寄り等をはじめ旅行会社との連携強化、各種メディアを活用した広告宣伝等により多くのお客様にご来場いただけるように努めました。しかしながら、ご来場者数は、10月から11月の悪天候や、2月下旬からの新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響し、夏季にかけては徐々に回復してきたものの、前期比大幅な減少となりました。売店・レストラン・アミューズメント等の直販サービス部門は、緊急事態宣言発令後は5月10日迄休業、その後も感染防止の観点からのソーシャルディスタンス、時間短縮営業等を行っており、前期比大幅に減収となりました。一方、営業推進部門は、地元量販店への乳製品等の販売が好調に推移し売上は前期比増収となりました。酪農部門は、仔牛販売が前期比減収となりましたが生乳販売が前期比増収となり、売上は前期比増収となりました。

この結果、営業収益は部門全体では1,680百万円（前期比303百万円減）となりました。営業原価は、減収による売上原価の減少や人件費等の減少により前期を下回りましたが、営業総損失は201百万円（前期比148百万円悪化）となりました。

(4) ゴルフ事業

トーナメント開催、テレビ放映等の認知度向上に向けた取り組みや、コンペ営業強化、Webプラン充実等により、ご来場者様の増加に努めるとともに、コースコンディションのきめ細やかな管理、応対マナー向上、売店品揃えの改善等により、ご来場者の満足度向上に努めました。4月以降の新型コロナウイルス感染症拡大に伴うご予約数の大幅減少に対して、Webプランの一層の拡充や新しいプレースタイルの導入等の対策を講じた結果、ご来場者数は8月には前期並みにまで回復いたしました。通期では前期を大きく下回り、営業収益は562百万円（前期比202百万円減）となりました。営業原価は、人件費や支払手数料等の経費の減少を主因に前期を下回りましたが、営業総損失は217百万円（前期比96百万円悪化）となりました。

2. 会社が対処すべき課題

お客様にご満足いただける商品やサービスの提供、当社の特性を活かした成長戦略の推進による多面的収益基盤の強化、地域・社会との共生、株主の皆様への安定した配当、そして事業パートナーであるお取引先との信頼関係の強化等、各領域において、役職員全員が一体となって協同・推進・努力し、永続的な成長を目指してゆくことが、当社の責務であり経営課題であります。

当社は前中期経営計画（2017年9月期～2019年9月期）及びその後の2020年9月期において、老朽化対策としての銀座ホウライビルの代替資産購入や、千本松事業（千本松牧場・ゴルフ事業）の業績回復をはじめとした主要施策に積極的に取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の無かった2月までの業績は計画対比で概ね順調に推移するなか、それ以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響、特に千本松事業における来場者数の大幅な減少等を主因に、通期業績は営業赤字となりました。

当社を取り巻く環境の変化は著しく、国内総人口の減少、少子・高齢化社会、グローバル化の進展、大規模な自然災害の頻発などに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞懸念や生活様式・ビジネスモデル変革の流れなど、従来以上に多岐にわたっております。

また、現在、経済活動は再開されておりますが、感染者数の再拡大による経済活動の停滞懸念は残っており、特に千本松事業において依然として不透明な状況にあります。

当社といたしましては、この厳しい事業環境をチャンスと捉え、更なる成長を見据えるとともに、足元を今一度しっかりと見つめなおし、厳しい環境にも適応可能かつ勝ち残れる経営基盤を構築することの重要性に鑑み、2021年9月期を初年度とした3ヶ年中期経営計画をスタートいたしました。

今般策定した中期経営計画では当社を取り巻く事業環境の大きな変化に対して、「お客様を起点とした改革の実行」「ビジネスチャンスへの変換」等により、経営基盤の強化と持続的成長を実現することで、「企業価値の向上」を目指してまいります。

また、2015年9月に国連にて採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」への取り組みに対して貢献できるよう、SDGsを意識したサステナビリティ経営への取り組みを進めてまいります。

これらを踏まえて、3ヶ年の中期経営計画の最終年度（2023年9月期）における目標として、着実な利益体質への変革を推進することによる「営業利益5億円」の達成を数値目標として設定いたしました。

各事業別施策の主なものは、次のとおりであります。

事業部門・本社部門での主要施策における共通認識として、①様々な事業環境の変化を踏まえた態勢整備、ビジネスチャンスへの変換、②お客様目線の徹底に立ち返った収益構造改革の着実

な実行（お客様との対話を通じた「満足度の高い商品・サービスの提供」など）、③経費構造改革の聖域なき推進、④当社の最大の強みである「質の高いお客様基盤」の有効活用と更なる拡充、⑤未来に向けた持続的発展を目指した「地球・人間・社会の調和と共生」への取り組み推進により、経営基盤の強化と持続的成長を実現し、「企業価値の向上」を目指してまいります。

（保険事業）

「守りから攻めへの営業転換」により、今までとは異なる次元まで進化した代理店を目指します。具体的には業務品質の向上を追求し続けるとともに、お客様への最適なリスクソリューションの提案により、事業・生活に関するリスク管理パートナーとしての信頼と評価を獲得し、お客様のリスク管理パートナーとしてのファーストコール代理店の地位を強固にしております。

そして、損害保険・生命保険の普及を通じて、「安心かつ安全で持続可能な社会の実現」と「国民生活と経済の安定と向上」への取り組みを推進し、以下を柱とするサステナブルな成長の実現を推進してまいります。

- ①お客様にとって最適なリスクソリューションをサポートする総合提案力の向上
- ②高い業務品質を実現しお客様の期待にお応えするとともに、業務の効率化・迅速化の推進
- ③お客様の信頼をベースとした取引拡大による持続的成長を実現し得る組織・体制の強化

（不動産事業）

最大の使命である「テナント様・入居者様への安心安全な空間の提供」によるサステナビリティの追求をミッションとし、適切な修繕・更新投資の実施によるビルグレード（利便性・快適性・安心安全）の維持向上を図り、利便性・快適性・安心安全の提供によるお客様満足度の確保と賃料収入向上の両立を目指すとともに、空調機器更新等の省エネ型設備への移行により、環境保全に配慮したサステナブルな賃貸不動産の運営を推進してまいります。

また、更新投資の進捗と収益力向上の状況を見極めるとともに、優良資産の取得並びに優良資産への入替による所有資産ポートフォリオ再構築を図ることで収益力強化を進めてまいります。

（千本松牧場）

徹底したコスト構造改革により、赤字部門の縮小並びに黒字部門への経営資源の投入を進めるとともに、ご来場いただいたお客様に満足してお帰りいただけるような新たな仕組みを作り、より高度化するお客様のニーズに柔軟に対応できる態勢を構築してまいります。

具体的には、「酪農部門の効率化」、「自社工場の効率化」等の推進、「営業戦略」では販売戦略・チャネル等の見直し、「牧場（アトラクション・飲食・お土産等）」ではお客様に製造工程を見ていただける「パイロットファームの新設」等、既存施設・サービスの改廃を行い、収益体質の強化により営業利益の黒字化を目指します。

また、SDGsの目指す自然環境への取り組みに関係性が高い事業領域でもあり、当社理念である『自然との共生』に基づき従来から取り組んできた環境対応を更に推進し、以下を柱とするサステナブルな事業運営を進めてまいります。

- ①牧場で飼育する乳牛のふんを自社施設にて、牛のベッドとなる敷料に加工したり、広大な畑に撒く堆肥を製造し、自家製飼料作物の育成に活用するなどの循環型酪農を推進
- ②土・牧草づくりから乳製品製造販売に至る「こだわり」が創造する「安心・安全な食品づくり」への取り組み
- ③工場や販売・サービス等の製販過程で使用しているプラスチック製品からの脱却による環境問題への取り組みの推進
- ④当社は牧場全体が「鳥獣保護区」に指定されており、オオタカやオオジシギのような準絶滅危惧種の野鳥保護をはじめ、広大な森林の適切な管理により生物多様性保全への積極的な取り組み

(ゴルフ事業)

「お客様目線でのサービス品質の向上」並びに「徹底したローコストオペレーション」の両立により、ご来場者様からお支払いいただく料金に見合った以上の満足を提供するとともに、両コースのコンセプトを明確化し、各々に見合った基本的取り組みを深化させてまいります。

具体的には、ご来場からお帰りまで快適にプレーいただけるよう「おもてなし」の充実をはじめとし、コースコンディションのきめ細やかな管理、魅力あるプランの提供などを進めるとともに、徹底した効率運営を推進し、課題となっていた営業利益の黒字転換を図り収益体質強化を図ってまいります。

また、ゴルフ事業を通じたSDGsへの取り組みとして、広大な原生林をコース内に残した魅力ある設計を活かし、自然環境に配慮した設備・薬剤等の利用推進（LED化・電動カート・高効率ヒートポンプの導入、肥料薬剤の適正かつ計画的な投入等）、幅広い層のゴルフ愛好家にご満足いただけるゴルフ場づくりを通じて、ご来場いただいたプレーヤー様の心と身体の健康を支える環境づくり（ゴルフを介した健康維持・増進、余暇の充実等）に貢献してまいります。

3. 設備投資の状況

当事業年度は、賃貸不動産の取得4,804百万円、本社移転関連82百万円、巣鴨室町ビル空調設備改修工事76百万円ほか、総額5,189百万円の設備投資を実施いたしました。

4. 資金調達の状況

所要資金につきましては、自己資金と金融機関からの借入により調達いたしました。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年 度	第 134 期	第 135 期	第 136 期	第 137 期 (当事業年度)
		2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
営 業 収 益(百万円)		5,319	5,335	5,399	4,718
経 常 利 益(百万円)		479	431	361	181
当 期 純 利 益(百万円)		375	342	302	170
1 株当たり当期純利益 (円)		268.61	245.02	216.94	122.25
総 資 産(百万円)		17,312	17,963	20,606	19,202
純 資 産(百万円)		7,330	7,625	7,848	7,905

(注) 2016年12月16日開催の第133期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されたため、2017年4月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第134期の1株当たり当期純利益につきましては、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

6. 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社は次のとおり、保険、不動産、千本松牧場、ゴルフの4事業を営んでおります。

事 業 区 分	事 業 内 容
(1) 保 険 事 業	
① 損 保 代 理 店	火災、自動車等総合損害保険代理店業務
② 生 保 募 集	終身、定期及びがん保険を主とする生命保険募集業務
(2) 不 動 産 事 業	賃貸不動産の運営・管理、不動産の売買・仲介
(3) 千 本 松 牧 場	飼料生産、乳牛の飼育、搾乳、牛乳・乳製品の製造・販売、及びレストラン・観光施設の運営
(4) ゴ ル フ 事 業	ゴルフ場 (ホウライカントリー倶楽部及び西那須野カントリー倶楽部) 経営

7. 主要な営業所及び工場（2020年9月30日現在）

- 本社事務所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
 - 営業所：さくら堀留ビル、東京保険部
名古屋支店
大阪支店
福岡支店
千本松売店・レストラン等、ホウライカントリー倶楽部、
西那須野カントリー倶楽部
 - 工場：那須乳業工場
 - 牧場：千本松牧場
- (東京都中央区)
(名古屋市)
(大阪市)
(福岡市)
(栃木県那須塩原市)
(栃木県那須塩原市)
(栃木県那須塩原市)

8. 従業員の状況（2020年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	10名減	47歳11月	12年7月

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、パートタイマー（1日8時間換算83名）及び準社員（33名）、計116名は含まれておりません。

9. 主要な借入先の状況（2020年9月30日現在）

- (1) 借入先 株式会社三井住友銀行
- (2) 借入額 3,000百万円

10. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年7月12日付をもって、本社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号に移転いたしました。

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2020年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,720,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,404,000株
 (3) 当事業年度末株主数 881名（前事業年度末比43名減）
 (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
室 町 ビ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	178,100株	12.75%
室 町 殖 産 株 式 会 社	99,100株	7.09%
株 式 会 社 帝 国 倉 庫	90,120株	6.45%
株 式 会 社 ケ イ エ ム コ ー ポ	70,000株	5.01%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	69,400株	4.97%
ホ ウ ラ イ 従 業 員 持 株 会	55,160株	3.95%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	51,100株	3.65%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	46,700株	3.34%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	36,000株	2.57%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	30,000株	2.14%
三 井 松 島 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	30,000株	2.14%

(注) 1. 持株比率は自己株式（7,684株）を控除して計算しております。

2. 2020年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2020年6月29日現在で、重田光時氏が99,200株（株券当保有割合7.07%）及びその共同保有者である株式会社鹿児島東インド会社が3,300株（同0.24%）の株式を保有している旨が記載されておりますものの、当社として2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 兼 社 長 執 行 役 員	寺 本 敏 之	
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	森 禄 弘	千本松事務所長兼千本松牧場本部担当 兼ゴルフ事業本部担当
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	林 周 毅	保険事業本部担当
取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員	萩 尾 哲 也	総合企画部長兼財務企画部担当 兼情報システム部担当兼不動産事業本部担当
取 締 役 常 務 兼 執 行 役 員	上 田 良 英	人事部長兼総務部担当
取 締 役 兼 執 行 役 員	藤 本 敦	保険事業本部長 兼保険事業本部東京保険部長
取 締 役 兼 執 行 役 員	畑 秀 行	保険事業本部副本部長 兼保険事業本部大阪支店長
取 締 役 兼 執 行 役 員	金 澤 隆 雄	保険事業本部副本部長 兼保険事業本部業務統括部長
取 締 役	柴 田 征 範	虎門中央法律事務所弁護士 パートナー
常 勤 監 査 役	斎 藤 淳 一	
監 査 役	国 吉 誠	
監 査 役	三 浦 芳 美	

- (注) 1. 取締役柴田征範氏は、社外取締役であります。
2. 監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役柴田征範氏並びに社外監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役斎藤淳一氏は、「公認内部監査人（CIA）」の資格を保持しており、金融機関及び当社での内部監査経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役国吉誠氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたり経営コンサルティング、精密小作機械メーカー、資金決済サービス等、様々な業界の経営経験で培った幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 社外監査役三浦芳美氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたり生命保険、証券、情報システム等、様々な業界の企業経営で培った幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、社外取締役柴田征範氏、監査役斎藤淳一氏、社外監査役国吉誠氏及び三浦芳美氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
8. 取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります（2020年9月30日現在）。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	松 延 晴 彦	ゴルフ事業本部副本部長
執 行 役 員	佐 藤 彰	不動産事業本部長
執 行 役 員	磯 谷 公 成	保険事業本部副本部長
執 行 役 員	大 澤 明 子	保険事業本部業務統括部部長
執 行 役 員	大 嶋 雅 樹	総務部長
執 行 役 員	三 野 眞	財務企画部部長
執 行 役 員	大 地 清	財務企画部長
執 行 役 員	松 浦 美 香	情報システム部長
執 行 役 員	中 村 敏 裕	保険事業本部名古屋支店長
執 行 役 員	三 野 進 一	千本松牧場本部長 兼千本松牧場本部マーケティング戦略部長

9. 2020年10月1日付で取締役及び執行役員の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 後	変 更 前
萩 尾 哲 也	取締役兼常務執行役員 総合企画部長兼財務企画部担当 兼IT統括部担当 兼不動産事業本部担当	取締役兼常務執行役員 総合企画部長兼財務企画部担当 兼情報システム部担当 兼不動産事業本部担当
三 野 眞	執行役員 財務企画部部長 兼ゴルフ事業本部副担当	執行役員 財務企画部部長
松 浦 美 香	執行役員 IT統括部長	執行役員 情報システム部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	11名	150,335千円
(うち社外取締役)	1名	4,190千円)
監査役	6名	22,500千円
(うち社外監査役)	4名	8,320千円)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給員数には、当事業年度に退任した取締役2名及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
2. 上記のほか、2019年12月20日開催の第136期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名に対して、役員退職慰労金として44,860千円、及び監査役3名に対して役員退職慰労金として12,760千円(うち社外監査役に対して3,680千円)を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係

区 分 及 び 氏 名	重 要 な 兼 職 先 及 び 当 社 と の 関 係
取締役 柴 田 征 範	重要な兼職先：虎門中央法律事務所弁護士 パートナー 重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

- ・当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会は12回、監査役会は13回で、各社外役員の出席状況は次のとおりであります。

区分及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役 柴田 征範	当期に開催された取締役会すべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から発言を行っております。
監査役 国吉 誠	就任後に開催された取締役会10回すべて、監査役会10回すべてに出席し、金融機関での経験・知識や、長年にわたる様々な業界の企業経営で培った幅広い見識に基づく発言を行っております。
監査役 三浦 芳美	就任後に開催された取締役会10回すべて、監査役会10回すべてに出席し、金融機関での経験・知識や、長年にわたる様々な業界の企業経営で培った幅広い見識に基づく発言を行っております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称：有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 報酬等の額	26,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定方針は以下のとおりであります。

「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、又は再任することが適当でないと判断される場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定する。」

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において基本方針を定め、適宜見直しを実施しております。取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、策定済の「経営理念」、「行動指針」及び「コンプライアンス規程」を取締役及び使用人に周知徹底し、法令はもとより社内規程、企業倫理、社会規範に基づき、良識をもって行動することを徹底している。

内部監査室は他の本社管理部門及び事業本部から独立した立場で、遵守状況や体制が適切であるかをチェックする。

監査役会は内部監査室とも連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。

取締役会は問題点の把握と改善に努め、適宜コンプライアンス体制の見直しを図る。

また、社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には組織として毅然とした態度で対応する。

【運用状況の概要】

経営に関わる関係法令の洗い出しを実施し、またコンプライアンス研修やアンケートを定期的に実施して、コンプライアンス意識の徹底と法令違反等の防止を図っている。

各部にコンプライアンス・オフィサーを置くとともに、内部通報制度を導入することで、法令違反等の早期発見と是正を図っている。

反社会的勢力への対応については、外部専門機関や所轄警察署との協力体制を整えている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理体制については、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「システムセキュリティ管理規程」及び基準・ガイドラインを定め、情報資産の取扱いと保存・管理の体制を構築している。

【運用状況の概要】

取締役会等重要会議の議事録その他重要な情報は、情報管理・システムセキュリティに関する諸規程に従い、適切に保存され、管理されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定め、主要なリスクを認識のうえ、未然防止対策を講じたり、発生した際のマニュアルを作成する等万全を期している。

今後更に、全社に内在するリスクを見直し、体系的に管理を強化してゆく。

【運用状況の概要】

リスク管理規程に基づき主要リスク一覧表・リスクチェックリストを作成。当該リスクチェックリストを使って、全社に内在するリスクを評価し、未然防止対策を検討・実施するとともに、結果を取締役に報告し、リスク管理の実効性を高めることに努めている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の担当区分を適切に定めるとともに、経営会議や取締役会で業務計画の策定・計画の進捗管理等を適切に行うことにより職務執行の効率性を確保している。

引き続き、施策の妥当性や経営資源の効率的配分等に関する協議や、組織・職務権限等効率性に係る規程の見直し等により、職務執行の効率性の向上を図ってゆく。

【運用状況の概要】

年度業務計画を作成し、取締役会、経営会議で進捗状況を報告し、管理している。

取締役の担当区分を決めるとともに職務権限規程を定めて、職務執行の効率化を図っている。意思決定の迅速化と効率化を一層図るため、職務権限規程を適宜見直し、権限委譲を進めている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、該当事項はない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、協議のうえ、取締役の指揮命令を受けない使用人を監査役の補助スタッフとして置くことができるものとする。

当該使用人については、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため専任とし、異動・処遇・懲戒等の人事事項については常勤監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

【運用状況の概要】

現時点では監査役を補助すべき使用人を置いていないが、監査役から求めがあった場合は、調査・協議のうえ、基本方針に基づいて適切な措置を取る。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務執行状況、財務の状況、全社的に重大な影響を及ぼす事項等について監査役へ適宜報告している。監査役に報告をした者に対して、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。報告体制については今後適宜見直し、強化してゆく。

監査役は重要な意思決定プロセスや業務執行状況等を把握するため取締役会、経営会議に出席するとともに、重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めている。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は精算等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【運用状況の概要】

監査役は毎月の取締役会、経営会議に出席するとともに、重要書類を閲覧し、また取締役及び使用人から重要事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、経営執行状況を監視している。

また監査役は代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査室と定期的に意見交換し、監査の実効性を高めている。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役は「内部統制システムに関する基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の体制整備を行う。

取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、適切に監督を行う。

【運用状況の概要】

財務企画部及び内部監査室が、毎年策定する内部統制評価基本計画に基づき整備状況・運用状況を評価し、内部統制の有効性を確認している。業務フローの変更等に伴い、業務プロセス評価のための図表（業務記述書等）の見直しを実施している。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 営業収益等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[4,384,112]	【流動負債】	[945,393]
現金及び預金	3,751,719	買掛金	80,412
受取手形	710	リース債務	51,268
売掛金	315,347	未払金	23,478
商品及び製品	131,089	未払費用	179,594
仕掛品	7,801	未払法人税等	23,879
材料及び貯蔵品	46,687	前受金	111,896
前払費用	74,680	保険会社勘定	152,858
未収還付法人税等	5,749	預り金	19,421
その他の金	50,396	1年内返済予定の長期借入金	100,000
貸倒引当金	△68	賞与引当金	44,469
【固定資産】	[14,818,394]	その他の	158,114
(有形固定資産)	(13,723,044)	【固定負債】	[10,351,154]
建物	3,608,765	長期借入金	2,900,000
構築物	325,996	リース債務	195,555
機械装置	119,779	退職給付引当金	40,130
車両運搬具	11,911	役員退職慰労引当金	68,270
工具器具備品	351,180	資産除去債務	96,911
牛乳地	147,601	長期預り保証金	7,050,287
土	8,266,772	負債合計	11,296,548
コ	729,640	(純資産の部)	
リ	88,088	【株主資本】	[7,844,350]
立	73,308	資本金	4,340,550
(無形固定資産)	(34,342)	資本剰余金	527,052
ソフトウェア	7,965	資本準備金	527,052
リース資産	2,399	利益剰余金	2,995,539
その他の	23,978	利益準備金	90,876
(投資その他の資産)	(1,061,007)	その他利益剰余金	2,904,663
投資有価証券	762,137	繰越利益剰余金	2,904,663
出資	3,522	自己株式	△18,791
長期前払費用	75,100	【評価・換算差額等】	[61,608]
前払年金費用	19,237	その他有価証券評価差額金	61,608
繰延税金資産	183,331	純資産合計	7,905,958
その他の	40,678	負債及び純資産合計	19,202,507
貸倒引当金	△23,000		
資産合計	19,202,507		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		4,718,772
営業原価		4,209,291
営業総利益		509,480
一般管理費		653,213
営業損失		△143,733
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,593	
会員権消却益	236,359	
雇用調整助成金	46,311	
その他	34,457	347,722
営業外費用		
支払利息	2,847	
ゴルフ関連調査研究費	6,486	
その他	13,404	22,738
経常利益		181,251
特別利益		
圧縮未決算特別勘定戻入額	2,998,382	2,998,382
特別損失		
固定資産除売却損	9,693	
固定資産圧縮損	2,954,464	
本社移転費用	44,580	3,008,738
税引前当期純利益		170,894
法人税、住民税及び事業税	9,477	
法人税等調整額	△9,292	185
当期純利益		170,709

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	4,340,550	527,052	83,893	2,810,757	2,894,651	△18,450	7,743,804
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立			6,982	△6,982	-		-
剰余金の配当				△69,821	△69,821		△69,821
当期純利益				170,709	170,709		170,709
自己株式の取得						△341	△341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,982	93,905	100,887	△341	100,546
当 期 末 残 高	4,340,550	527,052	90,876	2,904,663	2,995,539	△18,791	7,844,350

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	104,554	7,848,358
当 期 変 動 額		
利益準備金の積立		-
剰余金の配当		△69,821
当期純利益		170,709
自己株式の取得		△341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△42,945	△42,945
当 期 変 動 額 合 計	△42,945	57,600
当 期 末 残 高	61,608	7,905,958

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品、原材料の一部

総平均法による原価法

(主に、那須乳業工場のもの)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品、貯蔵品、上記以外の原材料

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

建物・構築物・乳牛

定額法

(ただし、2016年3月31日以前取得のゴルフ事業部以外の建物附属設備及び構築物は定率法)

その他

定率法

なお、主な耐用年数は建物が15年～50年、構築物が10年～30年であります。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェアが社内における見込利用可能期間(5年)であります。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|---------------|--|
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職給付に備えるため設定しております。
従業員部分につきましては、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
執行役員部分については、規程に基づく期末要支給額を計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| 4. 消費税等の会計処理 | 消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は個々の資産の取得原価に算入しております。 |

II. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、抑制されていた経済活動が現在再開されている中で、感染者数の再拡大による経済活動の停滞懸念は残っておりますが、当社は、2021年9月期以降徐々に影響が回復すると仮定し策定した中期経営計画に基づき、当事業年度の繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の判定における会計上の見積もりを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、影響が長期化し、上述の仮定が見込まれなくなった場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 現金及び預金のうち保険会社勘定に見合うもの152,858千円は、当社が損害保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,264,548千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,094,657千円
構築物	757千円
機械装置	4,108千円
土地	3,073,339千円
合計	4,172,863千円

② 担保に係る債務

長期借入金 3,000,000千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

本社移転費用

当社の本社移転に伴う費用であり、その内容は、什器入替及び移転作業費用等となります。

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 1,404,000株

2. 事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 7,684株

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年12月20日開催の第136期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	69,821千円
・ 1株当たり配当額	50円
・ 基準日	2019年9月30日
・ 効力発生日	2019年12月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2020年12月18日開催予定の第137期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	69,815千円
・ 1株当たり配当額	50円
・ 基準日	2020年9月30日
・ 効力発生日	2020年12月21日

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減損損失	2,365,480千円
税務上の繰越欠損金	55,285千円
資産除去債務	29,654千円
役員退職慰労引当金	20,890千円
賞与引当金	13,607千円
執行役員退職給付引当金	12,279千円
未払事業税	5,856千円
その他	19,140千円
繰延税金資産小計	2,522,197千円
評価性引当額 (注)	△2,285,477千円
繰延税金資産合計	236,720千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△25,595千円
資産除去債務対応資産	△21,906千円
前払年金費用	△5,886千円
繰延税金負債合計	△53,388千円
繰延税金資産の純額	183,331千円

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、減損損失損金不算入に係る評価性引当額の減少によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	5.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3%
評価性引当額	△37.2%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金と金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性が高く、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は全く利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利は固定金利であります。返済日は決算日後9年11ヶ月後であります。

長期預り保証金は、不動産事業における賃貸不動産に係る敷金・保証金及びゴルフ事業におけるゴルフ場会員からの入会預り保証金であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されております。

保険会社勘定は、当社が保険代理店として、保険契約者より領収した損害保険料を損害保険会社に納付するまでの一時預り金であり、資金使途が制限されており専用口座に別途保管しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,751,719	3,751,719	—
(2) 受取手形	710	710	—
(3) 売掛金	315,347	315,347	—
(4) 未収還付法人税等	5,749	5,749	—
(5) 投資有価証券	263,207	263,207	—
資産計	4,336,733	4,336,733	—
(1) 買掛金	80,412	80,412	—
(2) 未払費用	179,594	179,594	—
(3) 未払法人税等	23,879	23,879	—
(4) 保険会社勘定	152,858	152,858	—
(5) 預り金	19,421	19,421	—
(6) 長期借入金（※）	3,000,000	3,039,473	39,473
(7) 長期預り保証金	635,087	624,794	△10,293
負債計	4,091,253	4,120,434	29,180

（※）長期借入金には、1年内返済予定分を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 保険会社勘定、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	498,929
入 会 預 り 保 証 金	6,415,200

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、入会預り保証金は、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債 (7) 長期預り保証金」には含めておりません。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等（土地を含む）を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部は当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2020年9月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差 額 (千円)	その他（売却損益等） (千円)
賃 貸 等 不 動 産	961,741	447,681	514,060	△7,047
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	68,538	34,452	34,085	—

(注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておられません。当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。なお、2020年7月12日に賃貸等不動産として使用していたさくら堀留ビルの一部に本社を移転しており、さくら堀留ビルの賃貸収益と賃貸費用は、賃貸等不動産と賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に按分して計上しております。

2. 「その他」は圧縮未決算特別勘定戻入額、固定資産圧縮損・除却損等であり、特別利益及び特別損失に計上されております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末 の時価（千円）
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃 貸 等 不 動 産	8,500,205	△492,961	8,007,244	13,548,956
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	—	2,330,649	2,330,649	4,310,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産のうち、主な増加額は不動産取得（1,850,236千円：アーバンプレミア池尻大橋539,008千円、同秋葉原1,311,227千円）とリニューアル（122,399千円）であり、主な減少額は不動産除却（7,047千円）、減価償却（122,083千円）とさくら堀留ビルへの本社移転に伴う、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産への簿価移動（2,336,465千円）によるものであります。賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、増加額は、さくら堀留ビルへの本社移転に伴う簿価移動によるものであります。

3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	室町建物(株)	東京都中央区	10,000	不動産賃貸業	被所有 間接 12.82%	-	所有ビルの賃貸借契約	土地建物賃貸料	338,443	売掛金	46,663
								土地建物賃借料	301,082	未払費用	44,806
	室町ビルサービス(株)	東京都中央区	50,000	建物総合管理	被所有 直接 12.82%	-	ビルメンテナンス等の委託	ビルメンテナンスの委託	129,513	-	-
								建物改修工事の委託	123,165	未払金	84,071

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 室町建物(株)及び室町ビルサービス(株)は、「その他の関係会社」室町殖産(株)の子会社であります。
3. 室町殖産(株)の当社議決権所有割合は20%未満でありましたが、同社の傘下子会社を通じ所有ビルの賃貸借契約など重要な事業上の取引があったためその他の関係会社としておりました。しかしながら同社の子会社である室町建物(株)との間で、当該賃貸借契約を2020年5月31日をもって解約したため、同社は当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。そのため、上記の取引金額にはその他の関係会社であった期間の金額、期末残高にはその他の関係会社に該当しなくなった時点の残高を記載しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針
- (1) 土地建物賃貸借料については、テナント向け家賃収入合計に対するビル一括賃借料の比率等を参考に、市場における一般的な水準・動向も考慮し、交渉のうえ決定しております。
- (2) ビルメンテナンスの委託は、近隣ビルの水準を調査・検討し、価格交渉のうえ取引価格を決定しております。
- (3) 工事の委託は、当社内技術部門で査定を行い、価格の妥当性を検証のうえ工事代金を決定しております。また、大規模な工事については、第三者に見積り査定を依頼し、当該価格と乖離がないことを確認のうえ工事代金を決定しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,662円01銭
1株当たり当期純利益	122円25銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月12日

ホウライ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 貴也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 田 達 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホウライ株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、取締役会の議題について事前に審議するほか、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見交換を行いました。また、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

ホウライ株式会社 監査役会

常勤監査役	齋 藤 淳 一	㊟
監査役（社外監査役）	国 吉 誠	㊟
監査役（社外監査役）	三 浦 芳 美	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元として安定的・継続的な配当を行うとともに、事業の成長・拡大に資する将来の投資への備えや企業価値の向上のため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

上記の方針に沿い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社株式1株につき50円 総額69,815,800円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月21日（月曜日）

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、社外取締役を1名増員、社内取締役を3名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
①	寺本敏之 (1958年9月15日生)	1981年4月 株式会社三井銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 2019年6月 当社入社副社長執行役員 2019年12月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	1,100株
②	森 裕弘 (1960年2月14日生)	1982年4月 株式会社三井銀行入行 2010年4月 株式会社三井住友銀行日本橋法人営業部長 2012年4月 当社入社観光事業本部長兼千本松事務所副所長 2012年12月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室長 2013年12月 常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼システム室長 2014年10月 常務取締役兼常務執行役員システム室長兼総合企画部担当 2015年12月 常務取締役兼常務執行役員不動産事業本部担当兼乳業事業本部担当兼観光事業本部担当兼ゴルフ事業本部担当兼営業推進部担当 2016年4月 常務取締役兼常務執行役員不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2017年12月 専務取締役兼専務執行役員不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2018年2月 専務取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2018年4月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼不動産事業本部担当兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2020年4月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当（現任）	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
③	はやし 林 (1959年2月13日生) ちか 周 き 毅	1981年4月 株式会社三井銀行入行 2011年4月 株式会社三井住友銀行法人企業統括部部长 2012年4月 当社入社保険事業本部副本部長 2012年12月 取締役兼執行役員保険事業本部副本部長 2013年12月 常務取締役兼常務執行役員保険事業本部長兼 保険事業本部東京保険部長 2017年10月 常務取締役兼常務執行役員総務部副担当兼人 事部副担当 2017年12月 常務取締役兼常務執行役員総務部担当兼人事 部担当 2018年4月 取締役兼常務執行役員総務部担当兼人事部担当 2018年12月 取締役兼専務執行役員総務部担当兼人事部担当 2020年3月 取締役兼専務執行役員保険事業本部担当(現任)	2,200株
④	はぎ 萩 (1962年2月19日生) お 尾 てつ 哲 や 也	1985年4月 株式会社三井銀行入行 2009年10月 株式会社三井住友銀行企業情報部上席推進役 2012年4月 当社入社保険事業本部業務部上席業務推進役 2012年8月 保険事業本部業務部長兼東京保険部営業管理部長 2014年10月 総合企画部長 2014年12月 執行役員総合企画部長 2015年12月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室長 2017年4月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室担当 2017年12月 常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼シ ステム室担当 2018年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼シス テム室担当 2018年12月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼システム室担当 2019年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼情報システム部担当 2020年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼情報システム部担当兼不動産事業 本部担当 2020年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企 画部担当兼IT統括部担当兼不動産事業本 部担当(現任)	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
⑤	うえだ よしひで 上田 良英 (1959年12月12日生)	1984年 4月 株式会社三井銀行入行 2009年 4月 株式会社三井住友銀行日比谷支店長 2011年 4月 当社入社総務部兼総合企画部兼内部統制室担当部長 2011年 8月 不動産事業本部業務部兼総務部担当部長 2012年 8月 乳業事業本部長兼乳業事業本部那須乳業工場長兼牧場長 2014年12月 執行役員乳業事業本部長兼営業推進部長 2016年 4月 執行役員人事部長 2017年12月 取締役兼執行役員人事部長 2020年 3月 取締役兼執行役員人事部長兼総務部担当 2020年 4月 取締役兼常務執行役員人事部長兼総務部担当 (現任)	1,300株
⑥	しば たまさのり 柴田 征範 (1970年10月20日生)	1997年 4月 東京弁護士会登録、虎門中央法律事務所入所 2006年 4月 虎門中央法律事務所パートナー (現任) 2007年 3月 日本弁護士連合会代議員 2007年 4月 東京弁護士会常議員 2015年12月 当社社外取締役 (現任) 重要な兼職の状況 虎門中央法律事務所弁護士 パートナー	0株
⑦	※ むとう たかあき 武藤 隆明 (1956年11月28日生)	1979年 6月 株式会社三越入社 2017年 4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常務執行役員リスクマネジメント室長 2018年 6月 同社取締役常務執行役員C A C O 2019年 4月 同社取締役常務執行役員C A O	0株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 柴田征範氏及び武藤隆明氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者とした理由

(1)柴田征範氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (2)武藤隆明氏は、小売業（百貨店業）での経験に加えて、長年にわたり総務、人事、財務経理、リスクマネジメント、CSRなど管理部門で培った豊富な経験と知見を有しており、その豊富な見識を活かして有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 柴田征範氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
6. 柴田征範氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。また、武藤隆明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、柴田征範氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、武藤隆明氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに社外取締役及び社外監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます藤本敦氏、畑秀行氏及び金澤隆雄氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
藤本 敦	2017年12月 当社取締役兼執行役員（現任）
畑 秀 行	2018年12月 当社取締役兼執行役員（現任）
金 澤 隆 雄	2019年12月 当社取締役兼執行役員（現任）

また当社は、役員報酬制度の見直しを行い、2019年12月20日開催の取締役会において、社外取締役及び社外監査役の退職慰労金制度を、同日をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴いまして、第2号議案「取締役7名選任の件」を原案どおりご承認いただくことにより重任される社外取締役の柴田征範氏に対し、これまでの功労に報いるため、就任から2019年12月20日までの期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内で打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては柴田取締役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる柴田取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
柴 田 征 範	2015年12月 当社社外取締役（現任）

現社外監査役につきましては、2019年12月20日開催の定時株主総会で選任されておりますので、既に退職慰労金制度はなく、打切り支給の対象者はありません。

以 上

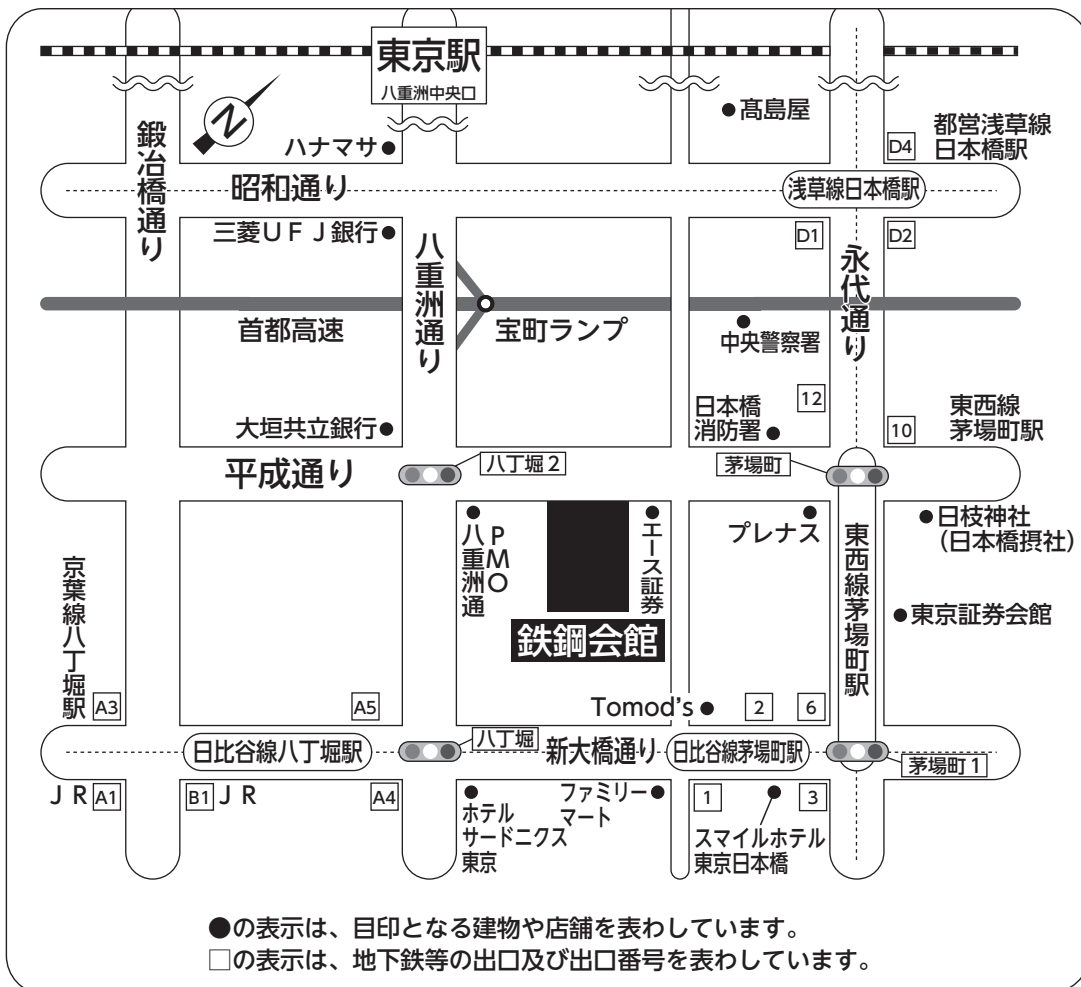
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（7階）701号会議室 TEL：0120-404855

交通

東京メトロ	東西線	「茅場町駅」	12番出口	徒歩5分
	日比谷線	「茅場町駅」	2番出口	徒歩5分
		「八丁堀駅」	A5番出口	徒歩5分
都営地下鉄	浅草線	「日本橋駅」	D1番出口	徒歩10分
JR線	各線	「東京駅」	八重洲中央口	徒歩15分
	京葉線	「八丁堀駅」	B1番出口	徒歩10分



◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。